

## 特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	認可法人 平和祈念事業特別基金	政府出資額	40,000,000,000円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人 平和祈念事業特別基金	政府出資額	40,000,000,000円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	0円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和63年法律第66号） （資本金） 第六条 基金の資本金は、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十三号。第十五条第一項において「改正法」という。）附則第二条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。</p> <p>独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第133号） 附 則 （旧基金の解散等） 第二条 （略） 2・3 （略） 4 第一項の規定により基金が旧基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法の規定に基づき政府から旧基金に対し出資された金額に相当する金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。</p>		
政府出資額が増減した理由			
備 考			

（注）旧法人の政府出資額は旧法人の閉鎖B/S、新法人の政府出資額は新法人の開始B/S（既存法人への業務承継の場合にあっては、関係部分に限る）の計数によること。

なお、旧法人の業務を2以上の法人が承継した場合等、複数の法人間で、資産・負債の承継が行われた場合には、関係する全ての法人の政府出資額の合計金額によることができる。